

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年12月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

1 訴えの相手方

2 事件名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 相手方に対し、4000万円及びこれに対する平成21年6月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

平成26年(ワ)第1937号損害賠償請求事件は、平成27年1月26日に判決言い渡しを受け平成27年2月5日に判決は確定した。その後、執行文を取得し相手方に対し支払いを求め、執行による回収を模索したが回収できていない状況にあり、執行文の取得より10年の令和7年2月4日に債権が時効を迎えることから、債権保全のため訴えを提起する。

<事件経過>

平成18年8月22日執行の「熊取町営大原住宅建替工事（第2期）」指名競争入札での談合事件が平成19年10月に発覚し、同20年3月に刑事裁判として判決が出されたことを受け、平成15年から同19年までの熊取町が発注した157件の建設工事において談合が繰り返されていたとして、住民訴訟（平成21年（行ウ）第99号損害賠償請求事件）として平成21年6月6日に提起され、平成24年6月8日に大阪地方裁判所より、144件の建設工事について建設業者23者に対し認定額を5億5732万4775円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5000万円及び4000万円とする一部認容判決を受けた。

第一審判決後、本訴訟において補助参加する建設業者より控訴（平成24年（行コ）第101号損害賠償請求控訴事件）がなされ、平成25年5月10日に大阪高等裁判所において、認定額を3億7474万9725円及び不真正連帯債務として個人2名に対しそれぞれ5000万円及び4000万円とする一審判決を一部変更する旨の判決の言い渡しを受け、平成25年12月17日最高裁決定により控訴審判決が確定した。

住民訴訟の判決確定を受け、町は地方自治法第242条の3第1項の規定に基づき、平成26年2月14日を期限として、同判決による金員の支払いを求めたが、期限までの支払いがない18者及び個人2名に対し、地方自治法第242条第3第2項の規定に基づき、平成26年3月4日に損害賠償請求訴訟（平成26年行（ワ）第1937号）を提起した。

■■■■■に対しては、4000万円及び平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を分割による支払えとする判決言い渡しを平成27年1月16日に受け、同年2月5日に判決確定した。